

(別表)

ショート 藤が原 利用料金表

※(1)介護サービスご請求分内訳

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基準単価	523単位	649単位	696単位	764単位	838単位	908単位	976単位
サービス提供強化Ⅱ	18単位	18単位	18単位	18単位	18単位	18単位	18単位
夜勤職員配置			18単位	18単位	18単位	18単位	18単位
介護処遇改善加算を加えた合計単位数A	A = 上記合計単位数 × 利用日数 × 0.083 (小数点以下四捨五入)						
介護特定処遇改善加算を加えた合計単位数B	B = 上記合計単位数 × 利用日数 × 0.023 (小数点以下四捨五入)						
5級地換算による計算金額C	C = 上記合計単位数 × 利用日数 + A + B × 10.55 (1円未満切り捨て) <5級地は1単位が10.55円になります>						
ご請求金額D	D = C - (C × 0.9) * (C × 0.9)は1円未満切り捨て						
1日利用、負担割合1割の場合の請求金額	631円	778円	855円	933円	1,021円	1,102円	1,181円
1日利用、負担割合2割の場合の請求金額	1,262円	1,555円	1,709円	1,866円	2,041円	2,203円	2,361円
1日利用、負担割合3割の場合の請求金額	1,893円	2,333円	2,564円	2,798円	3,061円	3,305円	3,542円

* 上記の他、個別対象者には療養食加算8単位/1食、送迎加算(片道)184単位/1回が合計の単位数に加えて計算いたします。

※(2)居住費・食費ご請求分内訳

利用者負担限度額区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
世帯全体が市町村民税非課税の方で 老齢福祉年金受給者の方 第1段階	1日当たり		居住費	820円	食費	300円	
世帯全体が市町村民税非課税の方で、 本人の課税年金収入額と合計所得が80 万円以下の方 第2段階	1日当たり		居住費	820円	食費	390円	
世帯全体が市町村民税非課税の方で、 合計所得額と課税年金収入額の合計が 80万円を超え266万円未満の方 第3段階	1日当たり		居住費	1,310円	食費	650円	
上記以外の方 第4段階	1日当たり		居住費	2,006円	食費	1,392円	

* 詳しくは保険者(各市町村)にお問合せください。

※(3) (1)および(2)より1日利用時の合計請求額(療養食加算,送迎加算及びその他の利用料金は含まれておりません。)

利用者負担限度額区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階	1,751円	1,898円	1,975円	2,053円	2,141円	2,222円	2,301円
第2段階	1,841円	1,988円	2,065円	2,143円	2,231円	2,312円	2,391円
第3段階	2,591円	2,738円	2,815円	2,893円	2,981円	3,062円	3,141円
第4段階	4,029円	4,176円	4,253円	4,331円	4,419円	4,500円	4,579円

* 介護保険負担割合1割で計算しています。介護保険負担割合が2割、もしくは3割の方は、相当分増額となります。

☆その他の利用料金

理容・美容料	来訪業者に依頼した場合(1700円～)	実費を徴収させていただきます
移送料	やむを得ない場合の外出・外泊・通院・入院等の移送(指定協力医療機関以外)	20km未満500円, 20km以上1000円
電気使用料	居室における私物の電気製品を使用している場合	電気毛布, テレビ等電気製品1日/20円
買い物代行料	施設外への買い物に対応した場合	100円(1回)
特別な食事提供料	個別メニュー等にて食事対応した場合	実費を徴収させていただきます
その他の料金	私的の教養娯楽・消耗品代等は、その都度自費負担になります。	実費を徴収させていただきます
外食	施設外飲食店での食事等	実費を徴収させていただきます
おやつ代	施設より提供をご希望される場合	100円/1日
貴重品の管理	預かり貴重品類管理規程に基づき小口現金以外の管理をご希望頂いた時	1000円

* 紙オムツ・日常の衣類の洗濯は料金に含まれております。

* 個別にその他の利用料金が発生した場合には、お小遣いからの支払又は上記請求に加算してのご請求となります。

* サービスの内容等の詳細は、利用契約書・重要事項説明書をご確認ください。